所管部(局)·課 生活衛生課

_						
	法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和 23 年法律第 140 号		
	手続名	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可取消、使用禁止等(1/2)	根拠条項	法第8条		

法第2条第1項及び第3条から第7条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

○法第7条

都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、法6条の2の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

○法第6条の2

都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が法第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が法第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を法第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

○第4条の規定に基づく条例で定める基準

条例第3条第1項の規定(貯蔵の施設の構造設備の基準については、化製室に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、 同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

○条例第3条第1項の規定

- 1 原料貯蔵室及び化製室を有すること。
- 2 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。
- (1) 床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。
- (2) 内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。

対応	① 聴聞の実施	処理	保健福祉事務所	交付	保健福祉事務所	目次	
区分	2 弁明の機会の付与	機関		機関		No.	

			^	2万至十(五公	./ 13 /				14/2/14 /	
<u> </u>										
Ý.	法令名 化製場等に関する法律				法令番号 昭和 23 年法律第 140 号			号		
=	手続名 化製場の許可取消、使用		、使用禁止等(2	禁止等(2 / 2)		根拠条項	法第8条			
処 分 基 準	分 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気の処理を十分にすること。									
対応 区分	, , , , ,	の実施 の機会の付与	処理 保健福祉 機関	事務所	交付 機関	保健福祉事務	折	目次 No.		